

高額療養費制度とは

高額療養費制度とは、同一月（1日～月末）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。ただし、事前に限度額適用認定証をご提示頂くと、診療費の自己負担額が前もって軽減されます。

※70歳以上で、現役Ⅲおよび一般に該当する方は、限度額適用認定証の提出は必要ありません。

※70歳～74歳の方は高齢受給者証を提示いただくことで、限度額適用認定証の申請を行わなくともこちらの高額療養費制度が適用されます。

申請場所

お勤め先から発行された保険証 → お勤め先の担当者
国民健康保険 → 市（区）役所、町（村）役場

必要な物

領収書 保険証 印鑑 振込口座



70歳未満の方

1

高額療養費制度の払い戻し額は、医療機関から提出される診療報酬を基に支給金額を決定しますので払い戻しまでに診療月から、**3カ月以上**かかります。

2

自己負担額を世帯で合算できます

- ▶世帯で複数の方が同じ月に病気やけがをして医療機関に受診した時
- ▶お一人が複数の医療機関で受診した時
- ▶一つの医療機関で入院と外来を受診時、合算額が自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が払い戻されます。

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	1食あたり
ア	83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 4ヶ月目～ 140,100円	510円
イ	53～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 4ヶ月目～ 93,000円	
ウ	28～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 4ヶ月目～ 44,400円	
エ	26万円以下	57,600円 4ヶ月目～ 44,400円	240円 ※1
オ	市町民税非課税世帯	35,400円 4ヶ月目～ 24,600円	



70歳以上の方

3

65歳以上の光熱水費の負担について

入院中は食事代とは別に、光熱水費を負担いただいております。

65歳以上：1日370円

	所得区分	自己負担限度額		1食あたり	事務手続きについて
		外来のみ	入院+外来		
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 多数回 140,100円	510円	事前の手続き必要なし	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 多数回 93,000円			
	Ⅰ 課税所得 145万円以上の方	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 多数回 44,400円			
一般	一般	18,000円 ※年間上限 14万4,000円	57,600円 4ヶ月目～44,400円	事前の手続き必要なし	
住民税非課税	低所得Ⅱ 市町村民非課税世帯	8,000円	24,600円	240円 ※1	加入する健康保険組合等に「限度額認定証」の交付申請が必要
	低所得Ⅰ 年金収入80万円以下等		15,000円	110円	

- ※1 長期該当の方は1食190円となります。
- ◎ 差額ベッド代・食事代・保険負担分は対象外
 - ◎ 年齢や前年所得により区別されます

ご不明な点等ございましたら、いつでもお申し付けください。